

令和5年12月4日（月）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 石崎 幸寛
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 稲川 洋	第14番 高橋 正昭

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 海老原昌幸 書記（総務係長） 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	田仲 有紀	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	浜野 知子	子ども家庭課長	高橋 文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	神永 理	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【高橋正昭君】 皆さん、御起立ください。

(全員起立)

○議長【高橋正昭君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【高橋正昭君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【高橋正昭君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【高橋正昭君】 日程第1、12月1日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 改めまして、おはようございます。昨日、しらさぎマラソン大会に参加にされた皆さん、どうもお疲れさまでした。大丈夫ですか。今日はエレベーターを使っていたらと思いますので、よろしくお願いします。

それからですね、先週、津野田議員からですね、温かいお言葉をいただきました。ありがとうございました。

それではですね、ただ今より通告順序に従い、私からの最後の一般質問をさせていただきます。

まず、上三川町のDX推進について伺います。

本町においても、デジタル技術を活用し、町民サービスの向上や行政運営の効率化を図ることを目的として、上三川町DX推進計画を策定し、実行されていると思います。

そこで5項目伺います。

一つ目にDX推進の進捗状況は、二つ目に組織体系は、三つ目に今後の実施予定の施策は、四つ目に本庁舎のWi-Fi整備についての考えは、五つ目にDX推進での課題と対策は、以上5項目伺います。よろしくお願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町のDX推進につきましては、本年3月に策定いたしました上三川町DX推進計画に基づき、取組みを進めているところでございます。上三川町DX推進計画では、重点取組み事項として8項目掲げておりまして、そのうち、行政手続のオンライン化及びデジタル原則に基づく条例等の点検、見直しにつきましては、先頃、上三川町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を整備し、スマートフォンやパソコンを使った行政手続や各種教室などの申込みができるよう電子申請サービスの試行を開始し

たところでございます。また、その他の取組み事項につきましても、優先的に取り組まなければならないものから着手しているところでございます。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

D X推進の組織といたしましては、上三川町D X推進計画に記載のとおり、副町長が最高情報統括責任者C I Oを務めるとともに、委員長として会務を総理するD X推進委員会がでございます。その委員会では、全所属長が委員としてD Xに関する施策を協議、決定することとしており、デジタル推進室が委員会の運営及び調整を担っております。また、委員会には、デジタル分野に関する指導や助言を受けるため、C I O補佐官を置くことができ、現在1人の民間企業人材をC I O補佐官として任命しており、デジタル推進室とC I O補佐官が全課局の旗振り役として、全庁的なD Xの推進に取り組んでおります。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

御質問の1点目でお答えいたしました行政手続のオンライン化につきましては、現在、利用可能手続等の数を増やしていくよう各課局で推進しているところでございます。加えて、業務の効率化を図る取組みとして、取組みとしましては、ペーパーレス化やデジタル化された文書管理、更には電子決裁などの早期導入に向け、また、住民の利便性を向上させる取組みとしましては、デジタル技術を活用した窓口業務の改革として、書かない窓口、待たない窓口、回らない窓口を早期に実現できるよう研究を進めているところでございます。

次に、御質問の4点目についてお答えいたします。

職員の庁内ネットワーク用の無線W i - F iにつきましては、今年度、4階議場に無線W i - F i機器を設置し、9月議会より使用を開始しているところでございます。また、今後の庁舎改修に合わせて、会議室等で使用できる移動式の無線W i - F i機器の導入を計画しており、日常の業務は執務室内における有線接続、会議等の際は無線W i - F iといった運用を行うことで、職員の利便性向上及び業務の効率化を図ってまいります。

次に、御質問の5点目についてお答えいたします。

D Xを推進するに当たりましては、デジタル人材の不足、根強い紙文化、財源の確保など様々な課題があると認識しております。それぞれの課題に対する対策でございますが、まず、デジタル人材につきましては、全職員のデジタル基礎知識を底上げするとともに、D X推進に関するリーダー的人材を育成するため、オンライン学習や各種研修を受講できる環境を整えることが肝要だと考えております。

次に、根強い紙文化からの脱却につきましては、文書管理や電子決裁に係るデジタル技術の積極的な活用とともに、カーボンニュートラルの観点からも着実にペーパーレス化に取り組んでいく考えでございます。

また、財源の確保につきましては、必要なデジタル機器やソフトウェアの導入に当たって、国の交付金等を積極的に活用することを想定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、昨日ですね、同僚議員がですね、同様な質問をしているので、重複しないように再質をしていきたいなというふうに思います。

まずですね、正直ですね、私もデジタル化の加速が速くてですね、ついていけない状況にあります。戸惑いを感じているというのが正直なところです。デジタル推進計画を見ると、デジタル推進室ではですね、多くの業務が存在すると感じていますが、現在ですね、体制をおっしゃられましたけど、デジタル推進室は3人ほどで今実施をされているということですので、本当に今の現在のですね、体制で大丈夫なのかというのをですね、ひとつ聞かせていただければなというふうに思っています。

○議長【高橋正昭君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

体制に関することですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

本町では、自治体DXを推進するためにですね、本年4月にDX推進を専管機関といたしましてですね、デジタル推進室を設置いたしまして、全庁的なDXの推進に取り組んでいるというところでございます。現在、議員御指摘のとおりデジタル推進室は、室長と係員1人と、更に民間企業人材、CIO補佐官の3人体制という非常にコンパクトな体制でございまして、DXの推進に係る多岐にわたる業務を担うにはですね、「規模が小さいのではないかな」という議員の御指摘、確かにそのようなところも御懸念もあろうかと思えます。

一方で、DXの推進につきましては、全ての課局、全ての業務、これに関わる事柄でございまして、一つデジタル推進室の体制だけでということにはなかなかいかないと。やはり全庁を挙げて取り組まなければならない課題でありますので、そのためには先ほど町長から御答弁いただきましたとおりですね、旗振り役の推進室はもとよりですね、各課局室のDXの推進に当たるデジタル人材の育成というのは極めて重要というふうに考えております。

今年度はいささか何から着手すべきかですね、いささか不透明なところの中での立ち上げというようなことでもございましたので、小規模な体制から始めさせていただいたところではありますが、今後につきましては、推進室で担うべき業務の量でありますとか質でありますとか、そういったことを踏まえまして、必要な体制を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうですね、かなりこれからデジタル化はですね、必要になってくるんじゃないかなと。各課にですね、業務の効率化等々が必要になるんで、ちょっと3人では少し少ないかなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

先日のですね、補正予算の中でも3人ほど退職されているということですし、最近ではですね、人手不足がですね、課題になっている状況です。役場も例外ではないと思いますので、また早急のですね、業務の効率化がですね、必要と考えます。その中でですね、実際に各課でですね、業務の効率化は今できているのか。お知らせ、教えていただければなというふうに思います。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 実際に各課での業務効率化ができてきているのかという御質問でございますけれども、結論から申しますと、各課の業務効率化ができているとは言い難いのかなというふうに感じております。道半ばである、若しくはスタートラインに立つことをしているというところだと捉

えているところでございます。しかしですね、全職員が使用できるビジネスチャットツール、これらの導入で情報の共有、伝達、そういったものがですね、少なからず効率化されているというふうに実感しているところでございます。

業務の効率化についてでございますけれども、各係がですね、BPR、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、いわゆる業務改革ですね、この業務改革に取り組むことが必要でございます、それらはデジタル機器やソフトウェアを導入することばかりではなく、業務内容や業務プロセス、更には組織体制を含めて抜本的に見直していく、そのようなことが大切なんだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 私もそうだと思います。やっぱ各課でですね、しっかり業務を見直して、効率化を図っていくというのが大事だと思います。また、そこにですね、デジタル技術を推進しながら改善、改革をですね、していっていただければなというふうに思っていますんで、ぜひよろしくお願いします。

またですね、今後の実施予定の施策においていろいろ、先ほど町長の答弁にありましたけど、やっていただいているということですので、でも、よくですね、住民から公共施設の借用時の予約に関して予約状況の確認、例えばですね、体育センターの予約状況が実際に体育センターに問い合わせないと、使われている、この日空いてるのか、空いていないのか分からないとか、実際に体育センターに行かないと予約が取れないとかねというようなことがありますんで、まずはですね、町民サービスの利便性向上ということも含めて、そういったところからですね、進めていっていただけたらありがたいなというふうに思っていますんで、その辺のですね、お考えをお聞かせ願えればなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長【高橋正昭君】 デジタル推進室長。

○デジタル推進室長【田仲進壽君】 先日の鶴見議員の質問に対しまして、町長のほうからですね、町の様々な手続きをオンライン完了できるよう電子申請サービスの試行を始めたというような答弁がございましたが、電子申請サービス、そちらを使ってですね、公共施設の利用予約が可能ではあるとは思っておりますが、実際その電子申請サービスにつきましては、役場職員の中のネットワーク環境で使えるものというふうに認識しておりまして、議員のおっしゃった体育センター、他にも指定管理者が管理しているような施設がございまして、そちらについてはネットワークとは別なシステムが必要なのかなというふうに考えております。ですので、今のところ、こういった施設のいつから、予約システムがいつから利用できますというお話はできませんが、引き続きですね、早期に公共施設の予約が可能なシステムを導入できるよう研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 あのね、今、「指定管理のところもあるよ」ということがあるんで、連携しながらですね、ぜひ進めていっていただけたらなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

先週ですね、同僚議員の質問の中で、先ほど町長からも答弁あったとおりですね、庁舎4階はです

ね、50回線ほどのWi-Fiがつけられるということでしたけれども、そうすると、50回線だと全員Wi-Fiがつけられるのかなというふうに思いますけども、我々議員もつけられるのでしょうか。もしつけられるのであれば、パスワードですとかね、教えていただけたらなというふうに思ってますんで、よろしくをお願いします。そこ、どうなんですかということですので、ちょっと質問させていただきます。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 Wi-Fiの利用ということでございますが、今回、議場のほうに整備いたしました無線Wi-Fiにつきましては、役場庁舎内のサーバーに接続するためのものがございます。インターネットに接続するというを目的に整備したわけではございません。また、この庁内サーバーにつきましては、個人情報等も保存されておりますので、三役を含む職員の接続に限定しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということは、我々は使えないということではよろしいんですかね。そうですか。せっかくね、Wi-Fiがあるのに使えないというのはもったいないかなというふうに思います。Wi-Fiだったら、特にはサーバーにつながるようなことはないと思うんで、Wi-Fiだけ使えるということになれば、すごく利便性も上がるんじゃないかなというふうに思いますんで、今後ですね、御検討いただけたらなというふうに思います。

また、Wi-Fiについてはですね、これから庁舎のほうもですね、入れていくという話もありましたけれども、これはですね、業務の効率化等々ですね、すごくWi-Fiがつけられれば、役場の職員もですね、すごく便利になるんじゃないかなというふうに思いますんで、早急にですね、Wi-Fiの接続というかWi-Fiの設備をですね、導入いただけたらなというふうに思います。

ちなみにですね、Wi-Fi、庁舎全部Wi-Fiを接続できるようにするのであれば、金額的にはどのぐらいかかるのかというのを調べたことはありますか。もし調べたことがあれば、教えていただければなというふうに思います。

○議長【高橋正昭君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 庁舎全体でのWi-Fiということでございますが、庁舎だけでの見積りというのを取ったことはないんですけども、過去において図書館のほうでWi-Fiの整備を検討したことがございまして、その際の構築費用といたしまして約500万円弱、あと毎月の使用料と保守料等が想定されるところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうすると、やっぱり同様にですね、庁舎も500万円ぐらい、500万円以上かかるのかなというふうにちょっと高額な金額ですけども、ぜひですね、住民というか、庁舎に来る住民の方、また役場の職員の方ですね、利便性なんかを考えていただいて、早急にですね、Wi-Fiの設備をですね、導入いただけたらなというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

デジタルトランスフォーメーションは、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにしていくという概念で、スマートフォンやAIスピーカー、IoTなどデジタル技術を浸透させることで人々の暮らしをよりよいものへと変革することであり、私たちの生活はデジタルトランスフォーメーションによって大きく変わってきたと言えます。しかしながら、デジタル化によって業務が増えたりすることもあると思いますので、私みたいにですね、デジタル化について行けない人もたくさんいると思いますので、多様な幸せが実現できる社会、誰ひとり取り残されない人に優しいデジタル化の取組みをお願いして、この質問は終了いたします。

それでは、次にですね、まちおこし事業についてお伺いします。

一つ目に、ORIGAMIのまちを定着させるために今後どのように進めていくのか。

二つ目に、ORIGAMIのまちのPRをどのように町内外に発信していくのか。

三つ目に、歩きたくなるまちづくりはどのようなイメージをしているのか。

四つ目に、歩きたくなるまちづくりの具体的な取組みの内容は。

五つ目に、まちおこしの課題と対策は。

以上5項目お伺いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と2点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

ORIGAMIのまちの定着に向けては、これまでに学校教育や高齢者福祉の分野において折り紙を導入するとともに、町内の未就学児童、小中学校、高校の児童生徒やORIGAMIボランティアとして町内外の個人、法人など多くの方々との協働により、ORIGAMIフェスティバルを開催するなど各種事業を進めてまいりました。また、町内外の各種イベント等においてORIGAMIブースを出展し、ORIGAMIに親しみ、楽しんでいただきながらPRを行ってまいりました。令和6年5月には、町出身の世界的な創作折り紙作家である吉澤章氏の作品を常設で展示する吉澤章記念室を有するORIGAMIプラザがオープンとなりますので、そこを拠点とし、ORIGAMIのまちの更なる定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

町では、中心市街地において、人中心の安全・快適な回遊ネットワークづくり、既存の魅力ある地域資源を活用したまちづくり、官民一体となって地域の魅力をPRできる歩行空間づくりを目標に、中心市街地地区まちなかウォークブル推進事業を進めているところであります。この事業を実施することにより、居心地がよく歩きたくなる町なかの形成を目指してまいります。

次に、御質問の4点目についてお答えいたします。

居心地がよく歩きたくなる町なかを形成するための具体的な取組みといたしまして、町なかの回遊に利用されている道路の美装化や案内看板の設置、地域の方々のコミュニティー形成の場となる公園の機能向上、公共施設の跡地を利用したまち歩き駐車場の整備等を実施する予定であります。こうした取組みを進めるに当たっては、地元住民や商工関係者、高校、大学と連携したまちづくりワークショップを

開催し、官民一体となり、歩きたくなるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、御質問の5点目についてお答えいたします。

まちおこしのためには、経済的活性と社会的活性の両面が必要であると考えております。ORIGAMIのまちづくりにつきましては、イベント開催時に子供からお年寄りの方までの作品づくりなどを通して参加していただき、そこで交流が生まれるなど、社会的な活性化は、徐々にではありますが、進んできておりますが、いかに経済性を結びつけられるかが今後の課題であると認識しております。現在進めております中心市街地の整備や生沼家住宅利活用の検討などと一体的に、まちおこしの具体策についても、地元の事業者や外部の関係者などと協議を重ねながら調査・研究を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 じゃ、それではですね、再質問をさせていただきます。

まず、ORIGAMIのですね、まちについては、町内にはですね、大分私も浸透してきたかなというふうに思ってます。ただ、上三川町がORIGAMIのまちだと何かまいち感じられない。例えばモニュメントですとか、町内に入る道のところには、何かのORIGAMIのまち上三川へみたいですね、看板があつたら、すごくいいかなというふうに思ってますけども、そういったところの何か看板とかつける予定はあるのか、お聞かせください。

○議長【高橋正昭君】 都市建設課長。

○都市建設課長【神永 理君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在進めております中心市街地地区まちなかウォークブル推進事業、こちらにおきまして、県道宇都宮結城線、通称上三川通りของですね、無電柱化区間で電気設備を格納するためのボックス、いわゆる地上機器、こちらのラッピングを予定しております。具体的な内容につきましては、地上機器の歩道側、こちらに町のPRやまち歩きに関する情報、こちらを表示するものでありまして、その中でORIGAMIのPRとなるような表示を今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今後ですね、道の駅なんかもですね、造る計画になっていますんで、多くの方がですね、上三川町に来られると考えていますんで、まちなかでも、町の中にもですね、足を運んでいただけるようなですね、そういった看板ですとかモニュメントですとか作っていただいて、ぜひですね、工夫を凝らしていただければなというふうに思います。

いろいろまちなかを歩いて楽しいとなると、歩けばやっばお腹も減りますんで、またおしゃれなカフェですとかお店などがあると、人がたくさん来てくれるんじゃないかなというふうに思ってます。休日なんかはね、例えばキッチンカーなんかもですね、出店していただけると、なお歩きたくなるなど。やっばり女性とかお子さんとか、食べ物があると結構人が集まるんで、そういったところのですね、行政からですね、お店なんかの出店していただけるなんていうPRもですね、考えていらっしゃるのかどうか。また、出店に対してのですね、補助などができると更に良いと思いますんで、そういったところもですね、考えていらっしゃるのかどうかお聞かせください。お願いします。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

出店へのPRですとか補助ということでの御質問かと思いますが、今回補助のほうに関して主に答えさせていただきますが、補助としましては、中心市街地の空き店舗等を活用して新規に出店をされる方に対しまして、空き店舗等の改装費用又は賃借料、こちらのほうの補助を行います上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金という制度がございます。また、出店される方に対してのPRというわけではないですが、助成ということの一環としましては、中心市街地のみに限定しているわけではございませんが、商工会と連携いたしまして、新たに創業される方への創業セミナーなどを開催しているところでございます。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、補助事業があるよという話がありましたけども、今現在ですね、何件ぐらい「何か出したいよ」とか、実際に上三川に、「そのお店を使って何かやりたいよ」みたいな、そんな話が来てらっしゃるのか教えてください。

○議長【高橋正昭君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

具体的に何件という形です、今この補助事業を活用していただいて出店という形に至ったケースはございませんが、年間窓口などにですね、1、2件程度、この空き店舗の状況などないかというようなお問合せはいただいているような状況でございます。

以上となります。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 結構情報は、じゃ、少しずつ入ってきているということですので、引き続きですね、店舗のですね、まだ多分新しい方は入っていないと思うので、ぜひ活用できるように、また歩いて楽しいまちづくりができるように、ぜひですね、やっていただければなというふうに思います。

今後のですね、まちおこしをすごく楽しみにしています。行政はですね、コストもかかるし、体力も使うので大変かと思いますが、本町が変わってきたんだなというふうにはですね、認識しています。良い方向に進んでいるんだなという私も思っています。よってですね、上三川町の魅力をどんどん町内外に発信していただき、「上三川町を歩いてみよう」と思っていただけるまちづくりをですね、ぜひお願いしまして、この質問は締めさせていただきます。

それではですね、最後にですね、上三川町制施行記念日についてお伺いします。

一つ目に、令和7年に町村合併70周年を迎えるが、この節目についてどのように捉え、どのような企画を考えているのか。

二つ目に、毎年の町制施行記念日についてどのように捉えているのかお聞かせください。お願いします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

議員からの御質問のとおり、本町は、旧上三川町、本郷村、明治村が合併し、現在の上三川町として誕生してから令和7年4月29日で70周年を迎えます。この節目を迎えるに当たり、これまでの町の歩みを振り返り、先人たちの功績に感謝するとともに、令和7年度は本町が未来に向けて更なる飛躍につながる契機にすべきものと考えております。70周年を祝う記念事業といたしましては、今までの出会いや交流を通じて、いま一度、自らのまちに目を向け、まちの魅力を発見・発掘・認識するために、上三川町を知る、上三川町とつながる、関わるをテーマに据え、町内外から来賓の方をお招きする記念式典をはじめ各種記念イベントを開催したいと考えており、庁舎内で検討に着手したところでございます。

具体的な内容につきましては、今後、議員の皆様をはじめ町民の皆様、各種団体や企業の皆様の御協力を仰ぎながら検討を進め、オール上三川体制で記念行事を成功させてまいりたいと考えておりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

上三川町の歴史をひもときますと、合併前の明治26年7月1日に、当時の上三川村が町制施行により上三川町となりました。その後、昭和の大合併により、現在の上三川町が昭和30年4月29日に誕生いたしました。この合併した日を基準に、節目となる年に記念行事等を開催しており、このたび令和7年度に合併70周年を迎えるものでございますが、現在は記念日の制定や特別なイベント等の実施は行っていない状況でございます。

以上で答弁終わります。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 何周年記念とはですね、これまで無事に上三川町が継続できたことを町内外に対して感謝するとともに、これから町が何を目指していくのかを伝えるために行うものと考えます。また、これまでの歴史を振り返り、歩んできた町の文化を町内外に浸透させる意味もあることから、実施をお考えになっている、記念式典をお考えになっているということですんで、安心しました。まだ少し時間がありますので、じっくりですね、計画していただいて、70周年という大きな節目になりますんで、盛大に実施いただけたらありがたいなというふうに思います。

また、皆さんはですね、上三川町ですね、町制記念日というか、今、町長が言いましたけど、は知っていましたか。意外とみんな分かっていないのかななんて思います。私は小中学校ですね、育った市ではですね、市制記念日というのがあって、小中学校はですね、休日でした。うん。だから、市制記念日、みんな知っていたんですね。要は、今で言えば、テーマパークなんか、お父さん、お母さん、休んでもらって、その市しか休みじゃないから、みんなで行ったりとか家族で行ったりとか、だから結構みんな楽しみにしていたんですね。なんで、市制記念日って覚えていたんですね。

なんで、上三川町は、先ほどおっしゃったとおり4月29日が記念日になるんで、みどりの日ということなんです、休みをですね、つくるということはないと思うんですけども、例えば前後の日で、小中学校の生徒さんに上三川町のよさを知り、上三川町への郷土愛を深める機会とするために、小中学校等においてですね、市内の農畜産物を積極的に活用してですね、上三川大好き給食なんかをですね、実施

したり、何か記念になるデザート、例えばどら焼きにかみたんの絵がついたどら焼きを出すとか、そんなことができたらいんじゃないかなというふうに思いますけども、そんなことをしたらですね、子供が家に帰って、「4月29日は上三川の町制記念日なんだよ」なんていう家族でですね、コミュニケーションを取ったりできますんで、そういったところで、上三川町をもっと好きになっていただけるんじゃないかなというふうに思いますんで、そういったお考えはあるのかどうかお聞かせください。お願いします。

○議長【高橋正昭君】 町長。

○町長【星野光利君】 神藤議員の御質問を頂いて、ちょっと上三川町の歴史について私自身もちょっと勉強する機会になりました。逆に言うと、ありがとうございます。我々、家族ですか友人などの誕生日のお祝いというのは、普通にどなたでも行われていたと思います。で、実際、上三川町の誕生日を祝うということは今まで確かにやっていなかったということで、町を愛する、そういった機会となることであれば、これはやっぱりきちんと考えていくべきだというふうに改めて思ったところでございます。

今後、教育委員会等とよく相談をして、町民の皆様と一緒に上三川町の誕生日を祝うようなイメージで、何らかの取組みをしていきたいというふうに考えました。どうもありがとうございました。

○議長【高橋正昭君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、よかったです。ありがとうございます。ぜひ何らかのイベントを実施していただけたらありがたいなと、また思います。私はですね、上三川町が大好きです。もっとですね、今の子供たちに郷土愛を持っていただきたいというふうに考えています。ぜひ毎年ですね、町制記念日にはですね、お祝いができたらというふうに思いますんで、ぜひよろしく願いいたします。

以上ですね、私の一般質問を終了させていただきます。そして、最後にですね、今期をもって議員を退任させていただきますので、最後に一言だけ言わせてください。

2期8年と、議員としては短い期間でしたけれども、皆様とともにですね、一緒にまちづくりの一端にですね、参加させていただきました。本当に感謝しています。ありがとうございました。

これからも皆さんがですね、好きな上三川町を、もっと住みやすい、住み続けたいすてきな上三川町にしていただけるよう頑張っていたいただければなというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長【高橋正昭君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長【高橋正昭君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【高橋正昭君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりました。順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 それでは、私の質問に入らせていただきます。先ほど同僚の神藤議員が上三川町を愛することをたくさん言ったんで、その後ちょっとやるのは心苦しいんですが、非は非、是は是でやられていただきます。

まず一つ目、上三川の農産物加工所について4点ほどお聞かせください。

現在の利用状況はどのようになっているか。

この農産物加工所の利益はどのくらいあるのか。

冷蔵庫等の備品の年間の経費はどのくらいになるのか。

また、この利用者は何人いるのかをお尋ねしたいと思います。明快なる答弁をよろしく願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目と4点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

利用状況につきましては、令和4年度の実績で、みそ加工室、漬物加工室等の施設利用が72日であるほか、直売所運営に伴う加工所の利用が287日となっております。利用者の人数は、令和4年度の延べ人数で実績となりますが、みそ加工室、漬物加工室等が328人、直売所での販売による利用が290人で合計618人となっております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

令和4年度の農産物加工所に係る町の支出は指定管理費の110万円、収入は農産物生産加工組合「ゆうがお」からの施設利用料9万1,740円、差引きマイナス100万8,260円でございます。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。

過去10年間において購入をしました備品は、平成27年度に業務用冷蔵庫及びみそすり用機械など合わせて212万7,600円、令和元年度にみそすり用機械39万4,200円、令和2年度に軟水器29万9,200円となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 延べ人数はたくさん来ているんですが、私が今おかしいなというふうにして質問をしていることは、マイナス108万円も税金を使って、売上げがこれだけで、どのように採算があつて、この加工所をあと何年続けていくのかが不思議でしょうがないんですね。ちょっとこの冷蔵庫や何かは町の税金で補っているというんです。利用者は1銭もお金を出さないでいる。この加工所は、約20人の人で運営しているそうなんですが、この20人の人が何のために税金を使って、利益を上げて、今、ここの建物を造った最初の目的は、農業者の家庭の食料の不備だということを何とか改善しようということで、改善する目的で造ったものは、いつの間にか組合員20人の利益の供与する税金になって、この建物はあと20何年間このままであるんですが、ずっとこれ払い続けていくのかが、これ、私もう一度計算しようと思っているんですが、20人に対して年間の予算どのくらいになっていて、それが全部税金で賄ってるということに何の違和感もなくやってるということに、私は異議を感じて、

今、質問しているんです。

それじゃ、最初からこの改善センターがなくてもですね、かかる費用を上げちゃったほうがロスが少なくて済むんじゃないかというふうに、極論ですが、なってしまうんですね。それで、この人たちが何の町に対して働くのかなと思うと、選挙のときの選挙運動員になるんじゃないかというような言い伝えもあるんです。だから、これじゃ、誰の選挙のための運動員の養成所なのかなというふうに思われてならないんですね。だから、「無駄な設備を経費節減だ、経費節減だ、町に予算がない、予算がない」と、ここにいる行政の執行部の方はよく二言目には言います。予算がない。やりたくてもできないんだ。それでこういうふうは無駄なお金を使ってくると、何とも思わないのかなというのが、私の質問の最大限の不思議さなんです。この20人の方は、何をするためにこの加工所を使っているのか、明快な答えを出していただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、農産物加工所の設置目的でございますが、こちらにつきましては、農産物の付加価値を高め、地域農産物の消費拡大を目的に設置したものでございます。

あと先ほど議員さんおっしゃってました人数のことですが、こちらにつきましては、令和2年度に、農産物生産加工組合「ゆうがお」、こちらに対しまして長期かつ独占的な利用ということで議決いただいたかと思っておりますが、現在そちらの「ゆうがお」の人数でございますが、25人というふうに伺ってございます。

また、こちら「ゆうがお」の方々ですが、目的としまして、農産物加工や直売部門で年間を通じての活動をされておまして、町内産の農産物を利用しましてみそ、漬物、ジャムなどを加工してございます。で、そちらの品物をですね、ここ数年コロナ等の影響でPRする機会は少なくなっておりますが、県などのイベント、また東武デパートなどに委託販売などをしてございまして、町の農産物のPRに御尽力いただいていると認識してございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 農産物の加工の付加価値をつけてという設備は、農産物加工所だけでなく他にもやってらっしゃる方がいるんで、付加価値というのは、どの辺までが付加価値をつけたのか。ジャムならば、ジャムを生産者が作って、ジャムにして売っているところもあるし、そうすると、これ、生産していない人たちが買って来て付加価値をつけているのは、今、コンビニエンスストアというんですか、いろんなところで食材はもう売り切れるほど売っていますが、それも付加価値ですか。そうすると、農産物加工所でしか売られていない、しか買えないんだというものが何かあるならお示しくいただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 はい、付加価値ということでございますが、農産物を加工しまして、単に農産物を直売するという以外に先ほど言いましたジャム、それからかんぴょうで言いますと独自の商品として「ゆうがお娘」というようなもので販売してございます。また、米粉を使ったり、そういったこ

とで菓子類なども販売してございます。いわゆる先ほど言いましたとおり直売所だけで販売しているのではなくて、東武デパートに卸していたりですね、また、昨年私も参加させていただきましたが、県庁で行われています、1月15日に行っていますいちご王国・栃木の日、そちらのほうですね、県のロビーのほうで、組合員の方がですね、出店しまして、「上三川町のジャムですよ」ということでPRとかいただいておりますので、農政課としても大変その活動に対して感謝しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、「付加価値を何につけているか」ということを聞いているんですよ。今言っているように、何でも並べたら付加価値がつくんですかということなの。それじゃ、今あなたが言うように、お新香を漬けました。それは、どこでも漬けて売っていますよということなのね。だから、「農産物加工所じゃなきゃ付加価値がつかないよ」というものは何ですか」と聞いているんですね。あなたの言っていることは、どこにでもあり余ることを「付加価値だ」、「付加価値だ」と言っているんだ。これじゃ、付加価値の意味がないんじゃないですか。付加価値というのは、農産物加工所でこれをつくらせている、これは他にないから付加価値なんだというものはあるならあると言わなきゃ、付加価値と言わないんじゃないの。それはどこにでも売っているものを付加価値と言うの。それは商売ですよ、商売。ね、加工所で言っている付加価値というのはそういうものじゃないと思うんですね。これ、いつまでもやっていると次ができませんから、答弁はいいです。

まず、次に、2番目に私が言っています土砂条例の考え方について三つほど質問いたします。

一つ、条例違反者に対する処罰規定はどのようになっていますか。

2番、処罰に係る時効の問題はありますか。

時効に係る倫理感はどのようになっていますかを答弁願えますか。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例に違反した者に対しましては、条例第36条から第39条までに罰則についての規定がございます。

次に、御質問の2点目、3点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

処罰に関する事項、つまり公訴時効とは、犯罪発生後、刑事訴訟法の規定する一定期間が経過すると起訴されなくなる制度であり、土砂条例の罰則は刑事訴訟法第250条第2項第6号の規定により、3年で時効が成立することと承知しております。本町としましては、違反事案があった場合には、できるだけ早期に原状回復に向け、実行者に対し是正指導を行います。時効成立後においても、行政処分には公訴時効のような時効がないことから、原状回復がなされるまで是正指導を継続して行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、今の答弁のことはよく理解して、承知しているということでお尋ねしま

すが、その土砂条例違反を関係した人と断定した理由は、どうして断定ができたのか、お答えしていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 土砂条例のほうの関係に関しては、現地確認や通報により現地のほうを確認しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとですね、町の答弁書にですね、どなたが実行したか分かりませんが、その方が捜査中であり、特定に至っていないことから、回答を控えさせていただきますという回答書が弁護士協会にいつていますが、これはどなたがこれを書いたんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

個別の案件につきましては、活動に関わることで、お尋ねしたお言葉に、質問の回答はお控えさせていただきます。

以上です。

○9番【勝山修輔君】 もう一回、聞き取れないので、もう一回お願いします。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 あくまでも個別案件ですね、全体のことで個別案件につきましては、お尋ねされたことに対してはお答えのほうは控えさせていただきます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番・勝山修輔君に申し上げます。個別的な案件は不穏当な発言になりますので、質問を改めてください。

○9番【勝山修輔君】 議長、誰か特定していますか。個別なことをしゃべっていませんよ、私は。上三川町の土砂条例しか聞いていませんが、何か他に聞いたことがありますか。どこに、私は誰とか彼とかを言っていますか。土砂条例において聞いているだけです。何が個別の案件ですか。上三川町土砂条例というのがあるんですよ。それを聞いちゃ、議員がいけないんですか。局長、よく考えて言ってな。条例がないことを聞いているのは個別案件。上三川町土砂条例ってあるじゃないか。だから、今さっき聞いたろ。「時効があるのかどうなのか」と聞いたんじゃないの。それ以外に何か質問しているかい。そういうことを、議長、言うのやめてください。おら、個別の誰の話もしていません。「土砂条例はどうなっているか」と聞いているだけ。

○議長【高橋正昭君】 はい、質問を続けてください。

○9番【勝山修輔君】 それでは、ちょっとお尋ねしますが、今、課長が答弁したのに、控えさせていただきますとか、調査中であるというふうにあなたは答弁書に書いていますが、それではちょっとお聞きしますが、課長はいつから捜査権や司法権を持ったんでしょうか。持っていない人が、捜査中であるので答えをできないという言葉はおかしいんじゃないですか。捜査する権限ありますか、ないですか。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 ただ今の御質問にお答えします。

私には調査権とかそういうのではないと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○地域生活課長【大山光夫君】 訂正します。捜査権は私のほうにはないと思います。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そのとおりですよ。あなたは捜査権もないのに、特定させることは必要ないんですよ。土砂条例違反があったかないか。あったときは速やかに司法に届け出るだけの用事しかありません。それをあなたは、今、町長の答弁にありましたが、搬出する、持っていくということを約束しているまでは、そのことは続くんだというふうに私は解釈しましたんで、ひとつはっきりしたことを町長にお知らせしますね。土砂を一時にしても積んだときには、一時堆積場といいます。これは許可が要ります。そこへ土砂を運ぶのには、土砂の、土砂が発生しました、どここのどこから出ました、それには検査をしたものをつけます、そして、計量を計算します。必ずそれがついて、入れたものが土砂です。いいですか。これがないものを捨てたのは産廃です。土砂条例と産廃を履き違えちゃ駄目なんですよ。ちゃんと県土であなたはこれを聞いてきたでしょう。県土事務所って分かりますね、真岡にある県の出先機関です。それを、あなたは何だって今まで延ばし延ばししているんですか。土砂条例をそのままに見過ごしていると、次にやる問題が生じてきます。いいですね。

じゃ、もしんば私が土砂条例の仕事をしていますが、土砂条例を私がやったとしたらどういう罪になりますか。ちょっと答えてみてくださいか。私がやったら、町長でもいいですよ。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。通告書のとおり忠実に質問をしてください。

○9番【勝山修輔君】 やっていないですか。私はちゃんと載っているとおりやりましたよ。処罰に関するとおっしゃいますよ。もうまともにやりましょうよ、言っていないの、これ、聞いていないんだから。

○議長【高橋正昭君】 いや、通告書と大分かけ離れとるんで。

○9番【勝山修輔君】 どこが違うか説明しなさいよ。これもよく弁護士と相談してからやってんだから。違うことをしゃべっていないよ、俺は。

○議長【高橋正昭君】 通告書の範囲内でやってください。

○9番【勝山修輔君】 やっています、はい。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのね、土砂条例はそのくらい軽々しいもんじゃないんですよ。ですから、今私が言っているとおり、違反するようなことをしちゃいけないんですよ。処罰にかかることを、権限もない人間が、答弁書に、弁護士協会の答弁書に書いたんですよ。これをよくあなたが、町長の、いやごめんなさい、上司の相談の上書いたのか、あなた自身が書いたのかによって、ちょっと発言がこれから違うんですが、これは弁護士が指示したんですか、それともあなたの個人的問題で書きましたか。それともどなたか上司の指示によって書きましたか、どちらでしょうか。

(「それ、個別案件の質問じゃないの」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 何で。これについての処罰に対して、書いてある。それが司法権のない人が。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君、これは個別案件と私は判断します。

○9番【勝山修輔君】 ああ、そうですか。じゃ、分かりました。

○議長【高橋正昭君】 質問を変えてください。

○9番【勝山修輔君】 これは続けますよ、まだ時間があるんだから。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、時効というのは、3年で時効になったら、その条例はなくなるんですか、なくなるんですか、やった行為ですね。これは書いてあるとおりです。時効に係る倫理ということですね。よくここを答えてください。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 先ほどの町長の答弁どおり、行政処分のほうには時効がないので、原状復帰のほうには是正を継続したいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、時効があると書いてあると町長が答弁しているのに、あなたは時効がないということでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 先ほど町長がお話しされていますよね。

○9番【勝山修輔君】 だから、それが、法律では載っとるんですが、今の課長に言っているのはならないと言っているから聞いてんです。

(「やると言っていましたよ」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 何がないんだよ。

(「答弁は言っていましたよ」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 誰が言ってんの。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 よかたがうるさいことを言っていますから、何を言っているか分かりませんが、私が聞いていることは、土砂条例を上三川町に違反をしたんだということなんですよ、事実ですね。その事実のしたことが、3年、あと2月で時効になるんですよ。1カ月ちょっとですかね。「時効になったときはどうなるんですか」ということを、私は一生懸命聞いているんです。そうすると、黙っていなさい、あんたは。そうするとですね、そこに置いた土はどういうふう処理をするんですかということなんです。持ってきて積んじゃったんだから、土砂条例違反して。この業者はどうするんですかということを確認してこの質問をやめますから、その答えだけをきちっとどなたが答弁してくれますか。今、土砂条例違反が現実にあるんですね、大山課長。ないんですか、あるんですか。あることはどうするんですかという答えだけです。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。「時効が成立した後は、行政処分には公訴時効のないような時効がないことから、原状回復がされるまでは是正指導を継続して行ってまいります」と町長が答えております。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、もう一つ、そのとおりになるんですね。それをお答えください。

○議長【高橋正昭君】 地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 継続して原状回復になるように是正指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、3年でできなかったことをあと30年ぐらいたてばできるんですか。その頃までいますか、あなたは。何年でできるか教えてください。何年指導できるの。終わるまで、今、議長はそう言ってんだよ。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、随分後ろのほうで同僚議員がかばっているようですから、それではもう一つ、3番目の農地法違反についてお尋ねします。

農地法違反を告発するのは誰でもできるのか。町が農地法違反を告発する場合は。

○議長【高橋正昭君】 番号3番に入ったんですか。

○9番【勝山修輔君】 はい、番号3番の質問に入ります。

農地法違反についてお尋ねします。

農地法違反を告発するのは誰でもできるんですか。

町が農地法違反を告発する場合、農政課がするのか、農業委員会がするのか、明確なお答えをお願いいたします。

○議長【高橋正昭君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

刑事訴訟法第239条第1項では、誰でも犯罪があると思うときは告発をすることができるかと規定されております。したがって、農地法違反の告発についても、被害者又は犯人以外の第三者であれば、誰でも行うことができるものと認識しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。

町が告発する場合、関係する課・室が所管となり、町長名での告発となるものと考えております。なお、農業委員会は、農地法に基づく売買、貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として町に設置されているものであります。

以上で答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今の町長の答弁だと、町長名で農地法違反は告発するということによろしいんですか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町としての意思表示や文書等の施行する場合には町長名での施行となります。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、農地法をしたか、しないかというのはどなたが調べて、どのように、方法論ですね。「農地法違反をしましたよ、ここにこういうものがありましたよ、それはどうするんですか」というのはどなたがやるんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

議員おっしゃられるのは告発のことかと思いますが、1点目の御質問でお答えしたとおり、告発につきましては誰でも告発することができます。また、農地転用違反に関しましては、農業委員会のほうで農地の見回り、農地パトロール等を実施してございます。また、そのようなものを発見した場合には事務局のほうに報告がございまして、関係各機関と調整を図りまして、農地違反かどうかの調査をした上でですね、原状回復、農地に回復するように指導しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 農地法には、原状に復せば罪は問わないという条文はないんですが、農地法というのはもう農地を転用しないで物事をしたということは、農業委員会が調べて、それを処罰するというふうには私は聞いているんですが、それはどうしてそういうようにならないのか、ちょっと明確に教えていただけますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農地法第51条の一部の中にですね、「原状回復、その他の違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる」と規定されてございますので、まず、その犯罪を告発する以前に原状回復のほうを指導していくことが先決かと認識してございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 すると、今、課長の言ったように、原状を復帰させなきゃ、訴えてなきゃいけないんですね。そうすると、原状を復帰させるのはどういうふうに指導するんでしょうか。土砂条例はそのまま継続してするというんですよ。農地法は同じ土地なんですよ、それね。同じ土地で片一方は土砂条例違反、片一方は農地法違反、積んである物は同じ産廃です。じゃ、これはどのように処理するべきか、農地法は時効がないんですね。だから、あなたがどういうふうに処理するんですかというのをお尋ねしてんですが、お教え願えますか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

まず、時効の件でございますが、農地法には時効というのはございませんが、刑事訴訟法では、すいません、法律はあれなんです、公訴時効につきましては、土砂条例と同じ3年と認識してございます。また、農地法違反につきましては、まず農地の所有者、耕作者のほうに確認を取りまして、まず、そ

らが一義的には農地に復元するようお願いしているところでございます。また、実際に農地法違反の実行者じゃないということでございますと、そちらのほうの調査を進めていき、特定されれば、その方に農地に復元するよう指導していくということで考えてございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今、言っている農地は農業委員会が調査して、結論は出ていますか。それとも、2年半もなるんですが、捜査した形跡があるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問につきましては、個別具体的な案件でございますので、こちらにつきましても捜査機関の活動内容に関わる事柄でございますから、答弁のほうは控えさせていただきたいと思っております。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、個別案件で答えられないということは、そのような土地がありますかないですかはわかりますよね。これは個別案件じゃないでしょう。あるのかないのか。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町内においては、残念ながら、議員おっしゃるように農地法違反と疑われるような土地については、あることは認識してございます。

以上です。

○9番【勝山修輔君】 ある、ない。

○農政課長【松本勝彦君】 あるということで認識してございます。

○9番【勝山修輔君】 あるのね。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、どなたか分かりませんが、本人から事情聴取した内容に基づいて判断していますという答弁書があるんですが、これはどちらの。

○議長【高橋正昭君】 それは何の答弁ですか。

○9番【勝山修輔君】 今、そこまで言いますから。それを言うと個別案件になるんで、今どちらの課がこういうふうに弁護士協会に答弁したかをお聞きしたいので、どちらの課が答弁したか分かりませんが、本人から事情聴取した内容に基づいて判断していますとあるのですが、これはどちらの課が弁護士協会に答弁しているんでしょうか。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山君に申し上げます。これは個別案件だと思うんです。質問を変えてください。

9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何でも個別案件にすれば済むと思ってんじやどうしようもないんですが、お尋ねしたことが、司法権も捜査権もない。上三川町にも警察官が出向していますから、その方に調べてもらって、どうするかを判断すべき事柄をなぜしないのか、それをお伺いしたい。それをお聞きしたい。

○議長【高橋正昭君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

まず、先ほどの繰り返しになりますが、担当課としましては原状回復、その他違反の是正をするために粘り強く指導のほうをしているところでございます。その中で、関係機関との協議によりまして是正に至るまでの対応については検討しているところでございます。

以上です。

○議長【高橋正昭君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 いろいろ尋ねても、「個人情報だ」の「個人案件だ」のと言うんでは話にならないんで、私ももう時間がありませんからまとめますが、土砂条例違反は町の法律です、条例です。農地法は国法です。捜査権のない者が一生懸命論議しているからこういうことになって、その最高の権限を持っているのは町長です。その町長が何もしないから、この案件が2年8カ月、9カ月もほったらかしになっているんじゃないかと私は思うんです。

これをいいことをしたのか、悪いことをしたのかということなら、いいことではないことは確かなことです。それは、非は非、是は是だとするならば悪いことですよ。悪いことをしてそのままにしておくと、その土を持っていくんだと簡単に物事を言っていますが、持ってきた物に、先ほど言った土砂条例の中に発生元証明、検査証、計量書がないんだから、これを持ち出すことができないんですよ。そうすると、持ち出す前にこの三つのことをやって、許可を取って、それからじゃないと搬出できないんですよ。それをよく理解して物事をしゃべってください。これさえあれば、私のところで受けてあっても結構です、お金はもらえますが。これがないから、あそこから出せないんだということも認識したほうがいいですよ。このぐらい、これをやらない物は、あそこに積んであるのは産廃です。産廃と土砂条例は違うんですよ。それをどのようにあなた方は考えて、農地しているか分かりません。このことで、あるところに、これ、やっぱり同じことを土砂を積んでいる人間がいます。「あつちは罰せられないのに、何で俺は罰せられるんだ」と言ってくる人もいますよ。非は非、是は是、これを明確にしなければ、議員としてここにいることもできないでしょうし、あなた方執行部も法の番人ではないんだから、町長の一存でこんな答弁をしていたんじゃない駄目ですよ。弁護士がこのことを言ったときには、余談ですから答弁は要りませんが、顧問弁護士は税金で雇ってんの。その弁護士からこういうことを聞いて、答えているあなた方はもっと悪い人だよ。

○議長【高橋正昭君】 勝山。

○9番【勝山修輔君】 いいな、俺はもう終わりだから。ただ、言っとくけど、議長、こういうことを見過ごしている**はもっと悪いよ。それだけです。

(「侮辱だろうね、それは」の声あり)

○9番【勝山修輔君】 侮辱も侮辱じゃないもないだろう。一番悪いだろう、答えられないのは。

○議長【高橋正昭君】 勝山議員、ちょっとお座りください。

ただ今の言葉は相当。

○9番【勝山修輔君】 取り消します。

○議長【高橋正昭君】 取り消してください。

○9番【勝山修輔君】 はい、取り消します。それで答弁を終わります。

○議長【高橋正昭君】 9番・勝山修輔君の質問は終わりました。

○議長【高橋正昭君】 一般質問につきまして、これをもって終わります。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日5日は休会とし、6日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午前11時34分 散会